

相制第 155500000449 号

2025 年 2 月 4 日

総務大臣

村上 誠一郎 殿

郵便番号 534-0024

おおさかふおおさかしみやこじまくひがしのだまち

住所 大阪府大阪市都島区東野田町

よんちようめ ほん ごう

四丁目 15 番 82 号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

きたむら りょうた

代表取締役社長 北村 亮太

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

接続約款変更認可申請書の補正について

2025 年 1 月 17 日付け相制第 155500000432 号をもって提出しました接続約款
変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりです。

旧

新

附 則
(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、令和7年4月1日から実施し、この改正規定のうち、本附則第4項については、令和6年12月31日に、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-2第9欄ア(ア)欄、イ欄及び第10欄（ア(ア)欄及びイ(イ)欄に規定するものを除きます。）、2-4第4欄ア欄、2-11第24欄、2-13第2欄（ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。）及び第4欄（ウ欄に規定するものを除きます。）並びに本附則第5項については、令和7年1月1日に、それぞれ遡及して適用することとします。ただし、第74条の2、料金表第1表第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第73欄及び第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）1（適用）第14欄に係る規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

附 則
(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、令和7年4月1日から実施し、この改正規定のうち、本附則第4項については、令和6年12月31日に、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-2第9欄ア(ア)欄、イ欄及び第10欄（ア(ア)欄及びイ(イ)欄に規定するものを除きます。）、2-4第4欄ア欄、2-11第24欄、2-13第2欄（ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。）及び第4欄（ウ欄に規定するものを除きます。）、第5表（その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額）第2（中間配線盤に係るもの）に規定する料金額並びに本附則第5項については、令和7年1月1日に、それぞれ遡及して適用することとします。ただし、第74条の2、料金表第1表第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第73欄及び第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）1（適用）第14欄に係る規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。